

## 「放課後児童給付（仮称）」および「一時預かり」等に関する連合の考え方

日本労働組合総連合会  
総合政策局長 中島 圭子

### 1. 「放課後児童給付（仮称）」について

#### (1) 放課後児童クラブ（学童保育）制度の確立について

- 放課後児童クラブ（学童保育）を児童福祉法第7条の「児童福祉施設」に加えるとともに、市町村に実施義務を設け、法制度上明確に位置づける必要がある。また、利用対象児童についても、「保護者が就労等により昼間家にいない小学1-3年生」など、規定に盛り込む必要がある。
- 市町村に実施義務を設けることにより、継続的かつ一貫した調査・統計の整備をおこなう。
- 現状の「放課後児童クラブガイドライン」では法的拘束力が無いことから、面積、施設・設備、保育時間、指導員の配置基準、指導員の資格などに関わる最低基準を設け、質・量の向上を早急にはかるべきである。更に、対象児童、集団規模、開所日数、開所時間、職員処遇についても規定し、質量にかかる基盤整備を確実にを行う必要がある。
- 「運営基準」は「子ども指針」に規定してはどうか。
- 学齢期の子どものニーズには、地域差、個人差、成長段階に応じたニーズや個性等があることから、実施事業の内容については自治体及び実施事業者が最低基準をもとに柔軟に設計できることが望ましい。

#### (2) 放課後児童クラブの利用保障について

- 保育との連続性を考慮した、基準の設定が必要である。
- 障がい児の利用保障の観点から、障がい児を受け入れ可能な最低基準の設定が必要である
- 小学4年以上については、要保護児童など必要かつ特に希望する児童とすべきではないか。
- 利用手続きは、「市町村との契約」「直接契約」「斡旋・調整・要請」など複数のアクセスルートを整備する必要がある。

#### (3) 放課後児童クラブの指導員の処遇改善等について

- 職員の資格要件を制度上に位置付けるとともに、処遇改善、及び人材確保と定着をはかる必要がある。（現行法制及びガイドラインには、指導員資格及び処遇にかかる規定はなく、職員の半数が年収150万円未満、非正規職員割合が7割を超え、人材が定着しない。結果、人材確保が極めて厳しい状況）
- 職員配置は、児童30名につき1名以上、1施設で2名を下回ってはならない。障害児等の受け入れについては、加配等のオプションが必要になる。

#### (4) 財政措置について

- 現状では、奨励的補助金の水準が”実質的な最低基準”となっている。(1)のとおり最低基準を法制度上に位置付け、義務的経費として公費を投入する必要がある。

#### (5) その他

- 現状の各施設の状況を踏まえ、基準を満たす施設への移行には5年程度をかけ、財政的支援も行う必要がある。（移行の方法については、自立支援法における小規模作業所など先行モデルがある）

○量的拡大に際し、受け入れ施設（ハード）の整備が困難な場合には、小学校の空き教室や公的施設の利用がスムーズにできるよう条件整備をはかるべきである。

## 2. 一時預かりについて

- 一時預かりは、緊急かつ一時的な預かりを必要とする場合やレスパイト等を目的としたニーズの受け皿として、市町村事業として位置づけるべきと考える。
- パートタイムで働く親が、恒常的に一時預かりを利用しているケースなどは、「こども園（仮称）」を受け皿とする。
- 権利性の範囲や量の確保、設備、人員配置、保育内容などは、一定の基準を省令等で規定した上で、一定の公費補助を投入する。

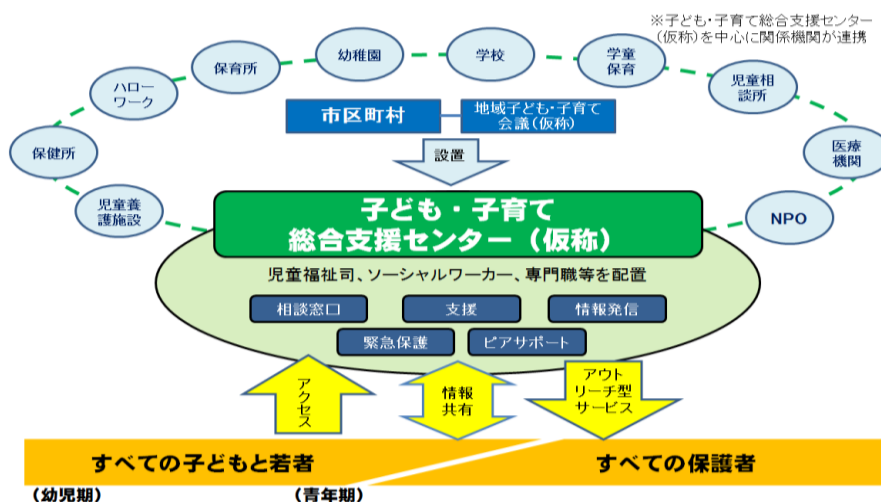
## 3. 妊婦検診について

- 「新システム」に妊婦検診を位置づけ、制度の安定化および公平化をはかることは評価する。母子保健法第13条を改正し、市町村事業として実施を義務付けることが望ましい。
- 対象範囲については、母子保健法による妊産婦とし、地域間格差の見られる検診回数や検査項目については一定の実施基準を設け、居住地域に関わらず平等な受診機会を提供する。
- 現行、地方交付税と補正予算で実施されているが、新システムに位置付け、安定かつ恒久的な財源として措置する必要がある。
- なお、安心・安全な妊娠・出産のために、妊産婦検診費用を含む妊娠・出産に関わる費用は健康保険適用をはかるべきであり、今後、費用の検証や公定価格の考え方等について関係審議会等と連携し検討を進める必要がある。

## 4. 地域子育て支援事業について

- 相談、訪問支援、地域子育て資源の活用支援、見守り、居場所づくりなど、新システムの中で市町村事業と位置付け、身近な地域で多様なサポートが受けられることが望ましい。

### （参考）連合「子ども・子育て総合支援センター（仮称）」構想



以上